



<お知らせコーナー>

まちづくりアドバイザー制度をご活用ください！

1. 概要

市町村やまちづくり団体等が実施するまちづくりに関する講演会などに対して、各地域で抱えているまちづくりに関する諸問題・課題に応じて、まちづくりの専門家「まちづくりアドバイザー」を派遣する制度です。

2. 派遣対象

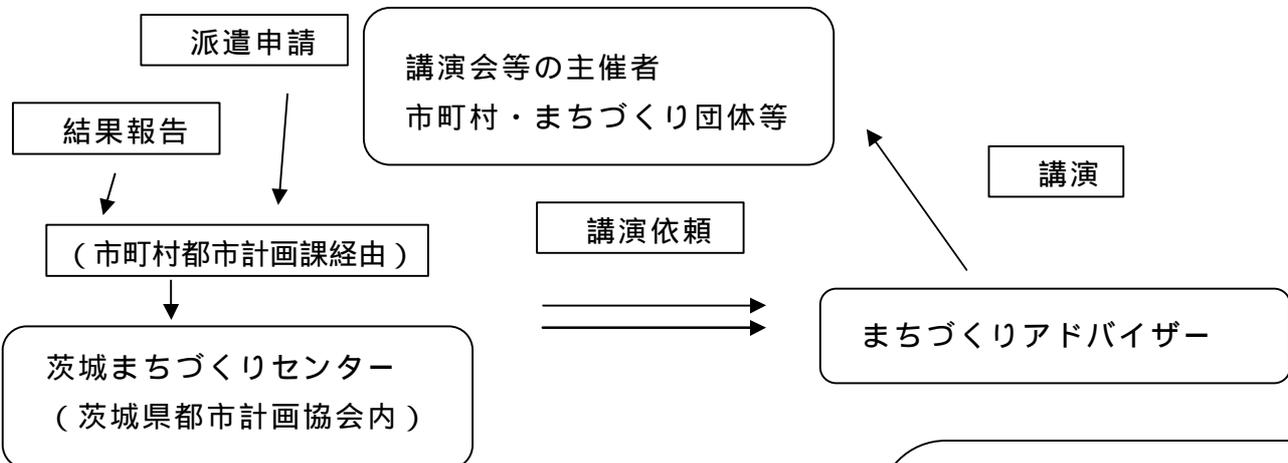
- (1) 講演会等の主催者
市町村、自治会、まちづくりに関係する住民団体等。
- (2) 研修会等の内容
まちづくりに関するもの。(政治、宗教及び営利を目的としないもの)
- (3) 同一主催者に対する派遣は、年間3回以内。

3. 費用負担

- (1) アドバイザーの謝金(旅費を含む)を、茨城県都市計画協会が負担。
- (2) 会場費等は講演会等の主催者が負担。

4. 申請の手続き

まちづくりに関する講演会等の企画のテーマや講師などが決まったら、都市計画課内茨城県都市計画協会事務局に相談してください。



...編集後記...

まちづくりシンポジウムの講演のなかで、商店街に銀座と名前が付いたところがあるけれど、東京の銀座にはどうしたって追い付けない、それなら自分たちのまちを表現したオリジナルの名前を付けたらいいのではないか、というお話がありました。また、日本に、世界にここしかないというオンリーワンのまちづくりを目指すというのも、キーワードのひとつでした。みんなが身の回りを見直して、みんなでアイデアをもちよれば、「世界にひとつだけの私たちのまち」もみえてくるかもしれません。

茨城県都市計画協会

<事務局>

茨城県土木部都市局都市計画課

水戸市笠原町 978- 6

TEL 029(301)4579

FAX 029(301)4599

E-mail toshikei-gyousei@pref.ibaraki.lg.jp